

金口と嫡々

廣田頼道

日蓮大聖人の信仰をされていると思われる大部分の人々は、口ぐせのように、疑うこともなく

金口嫡々

とか

一器の水を一器に

ということばをごく自然に、プライドを持って発言されているのである。(これはまず徹底して教えられて来たことが一番の原因である。)

しかし、我々僧侶は、この言葉の意味が何か大変な事実をねじまげて、大切なものをベールにつつま嘘言をはき、得々として生活する為に使用されているのではないかと思わざるを得ないのである。そして少なくとも僧侶は、日蓮正宗七〇〇年の歴史が

金口嫡々

でも

一器の水を一器に

でもないことを良く御存知のはずであろう。

正しいものを正しく、まっすぐのものをまっすぐ、清浄なものを清浄なままとすることなく。まちがって行くものを正しく、まがっていくものをまっすぐに、汚泥にまみれんとするものを清浄たらしめようと努力した歴史が日蓮正宗（富士門流）七百年の尊い歴史なのである。

汚水にまみれつつ泳がなければいたしかたない時もあったであろう。又時の権力者に面従しなければならぬ時もあったであろう。永い系争の中で教義を整足し定着させ後世に残すことまで手が廻らなくなってしまうこともあったであろう。何代にもわたって、大石寺の教義を根幹に染めぬ貫主の登座があったであろう。年少の貫主もあったであろう。

これらのことは、今ではうかがい知れぬその時の状況というものがそれなりにあったこととと思うのである。しかし、あったことはあったとして我々今日の僧俗、とりわけ僧侶はかくさず真剣に考えなければならぬはずである。

大御本尊の御姿を守る為に大御本尊の心を悲しませ、時の僧俗も涙をのみ、その涙をのんだことを後年の人々が戒めとし、踏台にして精進の糧にし愚かな歴代の教義解釈はほうむり大御本尊に懺悔した時代があったはずで

ある。ならば何故これをかくそうとするのか私にはわからないのである。大聖人の法水を、大聖人という源から常に汲取る志を保たなければいけないのではないだろうか。

もちろん秘仏である本門戒壇大御本尊様と歴代の法主上人は日蓮大聖人の法体を法体たらしめて行く為に不離不即のものである事が当然でなければいけない理想である。しかし今日にいたる迄

大聖人より日興上人、日興上人より日目上人、日目上人より代々御法主上人猥下へと金口嫡々御相承を受奉り云々……

との純粋無垢無菌培養であるかのごとく宣言し、伝えることは大聖人からも「誤伝である。」と誠められるものと思うのである。

今ここには、総本山第十八世日精上人の事柄だけ書き出してみるものである。宗要九卷69Pには

日精の造誦等 要山より晉める山主は始め日昌日就日

盈の時は著しく京風を發揮せざりしが、但し其人柄に依らんも日精に至りては江戸に地盤を居へて末寺を増設し教勢を拡張するに乗じて遂に造仏誦誦を始め全く當時の要山流たらしめたり但し本山には其幣を及ぼさ

ざりしは衷心の真情か周囲の制裁か、其れも四十年ならずして同じ出身の日俊日啓の頃には次第に造仏を撤廃し富士の古風を発揚せるより却って元祿の事件を惹起するに至りしなり。

(頼道注釈)

日昌 日啓迄の要法寺九代ののべ年間は百十一年におよぶものである。

日昌 日精在職迄ののべ年間は四十九年間である。

元祿の事件とは、西山本門寺との系争であり、元祿年間一六八九—一六九〇の、歴史の表面に出ることは

一年余りのことである。詳細な意見は後文にて述べる。

随宜論 祖滅三百五十一年精師の正本大石寺に在り、

原本無題なるを以て後師仮に題するか、今其末文を掲ぐ本文は造仏読誦の文証議論なり、猶此等の説は同師の大聖人年譜にも出づ参照せられんも可なり、宗学要集第五卷宗史部の一一八頁—二八頁—二九頁—三〇頁—三一—三二頁。

右の一卷は予法詔寺建立の翌年仏像を造立す、茲に因つて門徒の真俗疑難を到す故に朦霧を散ぜんが為に廃忘を助けんが為に筆を染むる者なり。

寛永十戌年霜月吉旦

日精在り判。

第一浅草鏡台山法詔寺、第二牛島常泉寺是は帰伏の寺なり、第三藤原青柳寺、四半野油野妙経本成の両寺、五赤坂久成寺浅草安立院長安寺、六豆州久成寺本源寺是は帰伏の寺なり。

編者曰く已上精師関係の寺にて現存のものは常泉寺と妙経寺とのみ他は何時代に廃転せしや不明なり、猶精師の造仏は他寺に及びし事次の日仁記の如し。

(頼道注釈)

「随宜論」なるものは正本大石寺にありというがまったく眼にすることは出来ない。しかし原本無題なるを以て後師仮に題するか——と解釈されていることと、精師の教義のたて方を合わせてこの「随宜」なる名称をみるとき「随宜」——つまり物にさしきわりなく随って行く論であり想うに惨たんたる内容であることがうかがわれるのである。

もし、「随宜論」の内容が私のいうこととまったく違うことや教義に無関係のことが示されている場合は御指南をいただきたいことを切望するものであります。

日精上人の教義の誤りや謗法は、「随宜論」の内容を

見ずとも「大聖人年譜」「家中見聞」の中に散逸している所である。今ここに二、三あげるならば

日蓮聖人年譜（宗要五卷118P）

但し三大秘法の時は久成積尊を以て本尊とするなり法の本尊を以て事行の南無妙法蓮華經と名クるが故なりと示されるものの、堀上人は欄外注意書に

此下辰師ノ造釈迦ノ惡義露頭セリ迷フベカラズと示され所である。

又すぐあとの（同119P）

佐渡御国抄に云く本門の本尊と四菩薩の戒壇と南無妙法蓮華經の五字之レを残す文。

文の如んば積尊の脇士たる四菩薩造 書写する是戒壇の義なり、此レ人に約する戒壇なり——云々

この文にしても宗学要集の原文にあつてもらえばその脈格を分つてもらえらると思ふが、これも欄外注意書に

本師又謬義ヲ露ハス感フベカラズ

と。又（同128P）

今謂く富士に蓮祖御在世の時の日記之レ有り略要の行法なり、是レ末代門弟子行法軌則なり尤易行なるべし、既に法然の易行を破して当家の易行を立てたまふ、若シ爾らずと云はゞ難行道に落ちて法然の所破とならん、

いかでか其義あらんや、凡レ当家の意は要行を以て正行

を以て正行とすることは末代凡夫の機を勘へて行し易き故、然リと雖モ誦誦の助行を修することを妨く可からず高

開兩師此意なり、先レ正行をいはば本迹兩門の不同有り

と雖モ俱に滅後利物を以て正意と為すなり、故に迹門正宗八品并に涌出寿量の意皆南無妙法蓮花經五字七字を

以て五種に行ぜしむ是を正業正行と為すなり、一部受持誦誦解説書写等を以て助業助行と為すなり、所詮七

字口唱を以て正行と為し自余は皆助行なり、故に四信五品抄に云く檀戒等の五度を制止し一向南無妙法蓮花

經と称ぜしむるを一念信解初隨喜の氣分と為すなり、是レ則此經の本意なり、一向の言の顯す所、七字口唱等

を以て正行と為すなり、名字即の凡夫の正行は余行に亘らざる故なり、是レ則此經の本意なりとは寿量品の意

なり此レを以て法華本意隨自意と為ることなり、本門寿量の妙法經力の爾前迹門の經力に勝れたることを顯さ

んがためなり、前四味の中に於て藏通別の經力弱シて悪人を助けざる故に師弟共に高位なり是レを弘六に云く

教弥権なれば位弥高しと、前四味の中の円教の經力強盛にして而モ能く下機を撰する故に、觀經に云く五逆十惡諸不善ヲ具ス乃レ至即極樂世界に往生することを得文、

是、則前四味の中の三円相待一往の意なり、再往三五下種に約すれば前四味の熟益の功を奪ひ取つて三五下種の功と為す是、權実相待の意なり、三五下種の功を奪ひ取つて熟益と号し久遠下種の功と名づるは本門の法門なり、然るに玄義六に三の下種退転の位を釈して云く名字觀行の益は生を隔れば即忘す文、信解品の記に之を釈して云く退者多く五品の位の前に在り、不退に對する為に且く五品を以て退位と為すのみ、此、釈名字即を以て退位と為し觀行即を以て不退と為す是、則迹門の意なり、分別品の本末の釈の意名字即を以て不退と為すなり、況や觀行即をや、四信五品抄に此、義を釈して云く四味三教より円教は下機を摂し、爾前の円教より法華經は下機を摂す、迹門より本門は下機を摂するなり教弥実なれば位弥下の六字に意を留て之を案す可し、又云く直專持此經とは一經を指すに非ず専ら題目を持って余文を雜へずと云ふ文なり、尚一經の誦誦を許さず何況や五度をや、此、文の意唯妙經五字七字の題目を持って方便寿量の余文を雜へず、なほ方便寿量を雜へず況や一部誦誦をや況や五波羅蜜をや、此、義は名字即の正業正行を顯す釈なり、若、名字初心の凡夫方便寿量の誦誦を以て正業正行と為し經力の勝用を顯すとは誦誦に摂せざ

る人皆成仏す可からざるか、是、は本門寿量但怯弱とするなり、亦難行道となるなり、故に名字即の正業正行は唯題目の五字にして、方便寿量に非ず亦一部八巻に非るなり、必、正業正行と名くる事、

四信五品抄に云く、初心の者兼て五度を行すれば正業の信心を妨るなり、此文的く正業と云、故なり、日興記に云く題目は正行なり二十八品は助行なり正行に助行を摂す可し。

報恩抄下に云く、有智無智をさらはず一同に他事を捨てて南無妙法蓮花經と唱ふべし文。

取要抄に云く、日蓮は広略を捨て、肝要を好む所謂上行所伝の南無妙法蓮花經なり文。

上野殿御返事に云く、今末法に入りぬれば余經も法華經も詮なし但南無妙法蓮花經なるべし、高橋入道殿御返事に云く、法華經は文字はあれども衆生の病の薬とは成る可からず文、此の如き等の要文録内に甚多し皆名字即の正業正行を判じたまふ文なり、又取要抄云く若、逆縁ならば但妙法蓮華經の五字に限るのみ文、是、逆縁に約しての正行なり、助行にいたりては或は毎自作是念の文を唱へ或は自我偈或は寿量品或は略開三を誦し或は方便品の長行を誦し尚広して一部誦誦をなす、七字口唱を以て正行と

為す外は皆助行に属するなり、上に挙る所の日蓮は広略を捨て、肝要を好む或は是、法華經の文字は有ども衆生の病の薬と成らず類の御書どもは或は正業正行に約し或は逆縁に約し或は過時の天台宗に約し或は習はざるの謂に約して判じたまへり、順縁の前に至つては然らざるなり。次に逆縁に約して判ずとは取要抄に云く、若、逆縁ならば但妙法蓮花經の五字に限るのみ、其、例不輕品の如し、我門弟は順縁なり日本国は逆縁なり、○広略を捨て肝要を取る云云、順縁の前に於ては經に云く、若、ば自ら持ち、若は人を教て持たしめ、若は自、書き若は人を教て書かしむ文、此經文羅什の存略にして最初最後を挙げたり故に中略の義知りぬ可し、天台は自行五法、化他五法云云、高祖自、五種の妙行を修行し又他に教て五種の妙行を修行せしめたまへり、されば蓮祖我説誦を挙て云く今日蓮法華經一部説て候、一句一偈尚受記を蒙れり何に況や一部をやと弥々たのもし文是、若自説なり、真間供養抄に云く法華經一部を仏の御六根に読み入れ進、せて生身の教主釈尊に成し進、ぜ文、此伊予房をして一部説誦をなさしむ是若教人説なり、月水抄に女人の一部説誦を許諾して次下に判して云く二十八品の中に殊に勝れて目出度、は方便品と寿命品とに侍り等云云、是、女人に教て二品説誦の相な

り、又云く余の品をば時々御いとまのひまにあそばすべく候と是、女人に教て一部説誦の姿なり、法蓮抄に云く、法華經説誦五部と蓮祖称歎の言を加へたまふ是、又若教人説なり、若自説若教人説其、義此の如し、亦高祖法華經一部書写の事多般なり、日興又法花經一部書写したまふ当寺靈宝随一なり、若自書若教人書其義斯の如し。

長い引用ではあるが、この中に誤魔化しを含んでいるのである。故にやはり欄外注意書に

助行広クシテ遂ニ一部誦誦ニ及ブ正ク開山上人ノ特戒

ニ背ク用フベカラズ

と示され、一部説誦の誤れる解釈と、誤れる教義を堀上人御自身、注意をし破折しているのである。

次に「家中見聞」の上（同書176P）にも、精師自身一部説誦の説を有力とさせる為に

師存生の間常に兜率の生を願ひ給へり、之に依て御自筆の法華經の巻毎に其ノ趣を書き給う（中略）和漢程

遠けれども聖人化導惟、同じ、

※欄外注意書

法華經ノ末卷ニ此意ナキニアラズ蓋シ本師造説家ノ故

ニ誇大セルガ如シ感フナカレ

「家中見聞」下（同書238P）の日印の項に

彼、記録（御遷化記録）は故上人日興御真筆なればなり、日尊立像等を除き久成釈尊を立てる故記録に背かざるなり又云く、仏像造立の事本門寺建立の時なりと然るに日尊本門寺建立の時に先づ造立仏像は是レ一條の相違なり罪過に属すべきや否やの論は、観心本尊抄、四条金吾釈迦仏供養抄、日眼女釈迦仏供養抄、骨目抄、唱法華題目抄等を以て之を決すべきか、若し日尊実録（日大筆）無くんば自門他門皆已に立像釈迦並に十大弟子を造立すと謂つべし、故に日尊の末弟深心に當に実録を信すべきものなり。

と示し、久遠元初本因無作（日蓮本仏）の旨はなにもないのである。又日盈の項においても（同書265P）一部読誦、書写に対する執着心から、日興上人の生存中の事柄を我田引水のひきあいに出し、正当性を主張しているのである。

このように考えてくると、日精上人は、そもそも大石寺が波木井日円の造像を主にした謗法を理由に開創せられた

いづくにても聖人の意をたてまいらせる宗旨を軽んじ、末寺にも造像をくわだて、法主という名のもとにこの時代において教義を打ち砕いてしまったの

である。そしてこれが謗法であることは誰人も認めざるを得ない歴史の上に足跡が残こされていることなのである。しかしこの時代の副作用として日精上人は敬台院殿よりの庄政に軟弱に対応し、その力をかわしたことも事実であり功績といえるやもしれない。

しかし、大石寺第十八世日精上人の造読の一点をとつて、もしまだ

金口嫡々
一器の水を一器

にと、高僧、老僧、学僧といわれる諸先輩の方々が発言されるのであるならば、日精上人はじめその前後の歴史を含む当時の造読のまちがった宗風は、波木井日円の謗法とどこが違うといえるのか——ということである。

在家がやれば謗法で歴代がやれば謗法ではないということは、第二十二世日俊上人自身が元録年間の西山と大石寺の系争の中で、西山から像仏は墮獄であると大石寺の人間は誹法しているという寺社奉行へのうったえに對して、

一、造仏墮獄と申す事は無実の申し懸け終に此方より墮獄と申さず候、仍て京都要法寺造仏読誦仕り候へども

大石寺より墮獄と申さず候証拠に当住まで九代の住持
要法寺より罷り越し候、今に通用絶え申さず候事。

(宗要九卷33P)

このように寺社奉行所宛に六項目にわたって弁明されて
いる一項目として明示されているものである。この書面
に見られるように与えていえば寺社奉行をかわすために
本音をかくしているのかもしれないが、それにしても大
石寺の宗旨は造像を認め、それが謗法ではないことを認
めているのである。その上大石寺は要法寺の末寺と化し
てしまっている様相を示し、謗法を謗法と分らない、謗
法を謗法とも思わない宗風がみなぎり、国諫・折伏の精
神は微塵もないのである。これをも

金口

といい、この宗風と歴史をただ単に

嫡々々人、日永上人の口分

というのであろうか。これらを謗法といわないならば波
木井日円の四ヶの謗法も謗法ではなく。日蓮正宗は基本
的に御本尊様さえもっていれば何をやっても基本的には
謗法とはならない宗旨だということになるのである。

このような中において日永上人、日宥上人、日寛上人
等の歴代御先師はこれらの謗法は正に務められたのであ

ろう。像読の宗風盛んなる時にあって、棚上げにされて
いたであろう富士門流本来の口伝や「門徒存知」「五人
所破抄」「日興遺戒置文」等を亀鑑の中の亀鑑とされた
ことと思うのである。中でも「日興遺戒置文」の
時の貫主為りと雖も仏法に相違して己義を構えば之を
用うべからざる事。

(学林教科書13P)

との一点は、長い暗黒の中で根本の本尊教義さえも乱し
てしまう宗風の中において、大石寺の本来の姿を知り、
求道する人間にとって尊い心の支えであったことと思う
のである。そのことから考えると、前の六十六世日達上
人がこの解釈において

時の貫主とは、その宗の頭、即ち現在の管長であり法
主である。管長であるから宗門を運営するに当って誰
を採用し、任用してもよいのであるが、大聖人の仏法
に違背して自分勝手な説を立て、しかも注意されても
改めない人を用いてはならない。つまり、時の貫主の
権限を示されているのである。
との解釈を施したのであるが、この解釈によるならば次

衆議たりと雖も仏法に相違有らば貫主之を摧くべき事。

この条は一般僧侶の横暴を誠められたのである。一般

僧侶が協議して決定した事でも、もし大聖人の仏法に違背して居れば貫主は之の説を押し退けなければならぬ。今日の時代には一層大切なことであると思う。と解釈され、前者と文意同等に解釈されてしまっていることは、やはりおかしい無理矢理な解釈といわざるを得ないのである。

日精上人、日俊上人の行状を

時の貫主たりと雖も——
といえず、日精上人も日俊上人も

大聖人の仏法に違背して自分勝手な説を立て、しかも注意されても改めない人を用いてはならない。つまり時の貫主の権限を示されているのである。

との解釈が通用するとすれば富士の教義はまったく暗中消失の感があるのである。そして日達上人の解釈からすれば、この文章は、
時の貫主たりと雖も仏法に相違して己義を構えたる者をば用うべからざる事。

となつてしまふ——
時の貫主云々——単数の異議

衆議たりと雖も云々——複数の異議
という解釈になつてしまふのである。日達上人は生前

まちがっているかいないかは一体誰が決めるのか、法主が決めるんじゃないのか（取意）

と発言されていたが、歴史の中にその判断をゆだねると、どうしても辻褄が合わなくなってしまふのである。

貫主も衆僧も当然のことながら我見の流義解釈を持たず大法を守ることがその務めである。その意味から御文を正直に読めば

貫主も衆僧もその目的を違えるなかれとの戒めであると思うのである。

上意下達だけの受売り信仰や、黒を白、白を黒との黒白信仰の為にこの二つの御文があるのではないと思えるのである。

日永上人を師として一六八三年出家された日寛上人のその時代は、日精上人入寂の年であり、日典、日俊、日啓との要法寺関与の時代であったのである。そして精師の時代には明らかに

百六対見記の種の廿五の下 祖滅三百八十年、寿円日

仁の著（後の要山主日舒）にして写本要法寺に有り、時代の参考の為に全文を録す但し付録なり。
一付たり寛永年中江戸法詔寺の造仏千部あり、時の大石

の住持は日盈上人後会津実成寺に移りて遷化す法詔寺の住持は日精上人、鎌倉鏡台寺の兩尊四菩薩御高祖の影、後に細草檀林本堂の像なり、牛島常泉寺久米原等の五箇寺並に造仏す、又下谷常在寺の造仏は日精上人造立主、実成寺兩尊の後響、精師御施主、又京要法寺本堂再興の時日精上人度々の助力有り、然るに日俊上の時下谷の諸木像兩尊等土蔵に隠し常泉寺の兩尊を持仏堂へかくし（隠）たり、日俊上は予が法兄なれども曾て其所以を聞かず、元禄第十一の比大石寺門流僧要法の造仏を破す一笑々々。

このような事実があり、このような矛盾の中で富士門流の歴史がきざまれているのである。そして日永上人登座七年目にして、誰がその異議を唱えたか分からぬが

元禄第十一の比大石寺門流僧要法の造仏を破す一笑々々。

として、歴史のかたすみにそのたてわけがやっと出て来るのである。そして一七〇一年嘉伝日悦木像造立是非を著す(奥)（富士年表）と示され、造像の議論が盛んに湧きつつあったとみえるのである。（もちろんこの文書も見られるべくもないので、諸先輩には御指南いただきたい）

私はこの富士門流の真実の姿の中に、久遠元初本因妙

の所に仏法をたて、首題南無妙法蓮華經日蓮在御判、奉書写之、歴代法主在御判の日蓮本仏の教義精神こそが是正期に生きた御法主の血脈蔽護の精神であつたと思うのである。日蓮・日興・日目を法水の源とし、この源より清浄なる法水を汲み取り教義の判釈を行うのであり、決して聖火ランナーのような受継ぎを旨としているのではないと思えるのである。もし聖火ランナーであつたり六十余両の連結機関車であるならば十五世二十三世迄の距離を破折し明らかにしなければならぬはずである。

私は血脈や御法主を否定する人間ではなく、かえって逆であると思う。

今ここに少しく書いたことを知らぬふりをし

金口嫡々

の美名やスローガンがなくては、日蓮正宗ではないと考へる人こそ、是正期に正しい宗旨、本来の宗旨を命の限り叫んだ血脈付法の先師上人に対して申し分けないこととなるのではないだろうか、実体のない得体のしれない言葉をもって巧言麗飾するのであるならば利根と通力の信心と同じではないだろうか？

日寛上人における六卷抄。その中でもとりわけ末法相応抄は、他宗折伏以前に富士門流衆徒を覚醒せしめ、金

山を善導せしめる内面に正義をうったえることをまず第一目的にした書であつたのではなからうかと考えるものである。これは必味るものも感ずるものはるるの文牘を幾重にも御指南を御願ひ申し上げます。